

## 食品安全委員会（第975回会合）議事概要

日 時：令和7年3月11日（火） 14：00～14：59

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：山本委員長ほか5名出席

傍聴者：一般10名

### （1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・ 農薬 1品目  
アラクロール

→農林水産省から説明。

本件については、農薬に関する専門調査会において審議することとし、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会のいずれの専門調査会で調査審議するかについては、後日山本委員長が指定し、指定次第速やかに、本委員会において報告することとなった。

- ・ 動物用医薬品 1案件  
動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（L-グルタミン酸カリウム、マルトース）

→農林水産省から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等 2品目  
AH-No. 1株を利用して生産されたL-カルノシン  
ILE-No. 2株を利用して生産されたL-イソロイシン

→消費者庁から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

### （2）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・ 「DHA 産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ（NS-B50027-4）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の頭金委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について  
・農薬「クロフェンテジン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、

「クロフェンテジンの許容一日摂取量 (ADI) を 0.017 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (消費者庁) に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「JPTR004 株を利用して生産されたセルラーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「「JPTR004 株を利用して生産されたセルラーゼ」については「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、宿主の安全性、挿入 DNA 及び供与体の安全性、挿入 DNA 及び挿入 DNA と宿主ゲノムとの境界領域から生じる可能性のあるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。

以上のことから、「JPTR004 株を利用して生産されたセルラーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関 (消費者庁) に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「LDN487 株を利用して生産されたプルナーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「LDN487株を利用して生産されたプルナーゼ」については「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づき、導入遺伝子の供与体、導入される塩基配列が明らかであること等の導入遺伝子の安全性、導入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認した結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった。

以上のことから、「LDN487株を利用して生産されたプルナーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

#### （４）ファクトシートの作成について（報告）

- ・アレルギーを含む食品（そば）について
- ・アレルギーを含む食品（えび、かに）について

→事務局から報告。

本資料については、これまでに作成したファクトシートと同様に、委員会のホームページで公表することとし、今後、新たな科学的知見や情報があった場合には、随時、ファクトシートの内容を更新していくこととなった。